

経営戦略の見直しの必要性について

状況の変化への対応

- ・令和2年2月に第2次八千代市水道事業経営戦略・第2次八千代市公共下水道事業経営戦略を策定してから5年が経過。
- ・人口のピークが令和11年と見込まれること、節水意識・節水機器の向上による水需要の変化。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の抑制、物価高騰・労務単価の上昇など経済状況の変化による収支見通しに対する影響がさけられなくなった。
- ・水道事業の水道施設再構築計画等の見直し、公共下水道事業ストックマネジメント計画（修繕・改築）の策定など

国からの通知

- ・「「経営戦略」の改定推進について（令和4年1月25日付け総務省自治財政局通知）」が通知され、経済財政諮問会議の改革工程表において、経営戦略の見直し率を令和7年度までに100%とされており、全ての事業において、より質の高い経営戦略とするよう改定が要請されている。
- ・同通知で、経営戦略の策定を要件としている水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設（浄水場、管路等）の建設改良事業及び下水道事業の高資本費対策に係る地方財政措置について、令和8年度から、下記の①から④までの取組を盛り込んだ経営戦略の改定を要件とする予定とされている。

経営戦略の見直しに当たり、投資・財政計画に盛り込む事項

- ① 今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映
- ② 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映
- ③ 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映
- ④ ①②③等を反映した上で収支を維持する上で必要となる経営改革（料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等）の検討
- ⑤ ①～④の事項を情勢変化に合わせ的確に反映できるよう、経営戦略は「3～5年毎に改定すること」（経営戦略策定・改定ガイドライン）

- ・同通知で、計画期間が10年以上となっていること。
- ・下水道事業国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」（令和2（2020）年7月21日付け国水下企第34号）を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップを作成し、経営戦略に記載する必要がある。
- ・下水道事業社会資本整備総合交付金交付要綱交付対象事業の要件として、地方公共団体が汚水管の改築を実施する場合は、令和9年度以降は、公共施設等運営事業（コンセッション）及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式（両者を総称して「ウォーターPPP」という）の導入を決定済みである場合のみ対象となることから経営戦略に盛り込む必要がある。※ 緊急輸送道路、重要物流道路の下に埋設されている管路の耐震化は、上記の要件充足なくしても令和9年度以降の汚水管改築の交付金を受けられる

改定の方針

第3次八千代市水道事業経営戦略（令和8年度～令和17年度）、第3次八千代市公共下水道事業経営戦略（令和8年度～令和17年度）として新たに策定いたしたい。